

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年12月21日（月） 10：00～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 6件

○政令 12件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、坂本大臣から御発言があります。

次に、「2025年に開催される国際博覧会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、井上大臣から御発言があります。

次に、「都道府県の国民保護計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、山梨県の国民保護計画の変更に関する内閣総理大臣への協議について、「異議がない」とするものであります。

次に、「令和3年度一般会計歳入歳出概算」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「令和3年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、「令和3年度のF-35Aの取得方法の変更」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「行政機関職員定員令の一部を改正する政令」は、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き適切に実施するため、内閣の機関の職員の定員を増員する措置を当分の間、延長するものであり、「内閣官房組織令の一部を改正する政令」は、同感染症対策を内閣官房として強力に推進する体制を維持するため、内閣審議官及び内閣参事官の定数の増員措置を令和4年3月31日まで1年間延長等するものであります。

次に、「平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別措置法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年12月28日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同大会の準備又は運営のために使用する施設として国有財産を無償で使用させることができる期限を令和4年3月31日まで1年間延長する等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令」、「外務公務員法施行令」、「押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令」及び「押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令」の4政令の一部を改正する各政令は、国民や事業者等に求めている押印手続を不要とする等の規定の見直しを行うものであります。

次に、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令」は、改正前の政府調達協定が適用される国がなくなることに伴い、同協定に関する記述の削除を行うものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤

務する外務公務員の在勤基本手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」は、地域生活課題の解決のために市町村が行う重層的支援体制整備事業に関する交付金の交付方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等を定めるものであります。

次に、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」は、地方税等における低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設等に伴い、健康保険の高額療養費算定基準額に関する規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、加藤雅治外116名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、坂本大臣。

○坂本国務大臣：皆様の御協力を得て、本日、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」の閣議決定を行うことができ、感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、再び地域の経済・社会を活性化し、地方創生の取組を進めていくことが重要です。「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」に盛り込まれた施策を推進し、政府が一丸となって、地方創生の取組を更に加速させていくこととしておりますので、引き続き皆様の御協力をお願いします。

○加藤国務大臣：次に、井上大臣。

○井上国務大臣：2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針は、万博特措法に基づくものであり、2025年大阪・関西万博に関連する政府の施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方や、施策の方向について明らかにするものです。本基本方針に基づき、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、カーボンニュートラル、デジタル化、健康医療分野の取組等の発信を通じて、ポスト・コロナの時代に求められる社会像を世界と共に提示し、2025年大阪・関西万博を成功に導くよう、担当大臣として関連施策を総合的に推進してまいります。閣僚各位におかれては、2025年大阪・関西万博の成功に向けて、引き続き御協力をよろしく申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和3年度予算の概算及び令和3年度税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。最初に、令和3年度予算につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、感染症危機管理体制や保健所体制の整備など、令和2年度第3次補正予算とあわせて新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期し、さらには予期せぬ状況変化に備えて5兆円のコロナ予備費を措置するとともに、デジタル社会・グリーン社会の実現など、中長期的な課題にもしっかりと対応するものとなっております。また、社会保障関係費につきましてその実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、非社会保障関係費につきまして歳出改革

の取組を継続するものとなっております。こうした結果として、一般歳出は66兆9,020億円となります。これに地方交付税交付金等15兆9,489億円及び国債費23兆7,588億円を加えた一般会計歳出の規模は、総額106兆6,097億円となります。次に歳入のうち、租税及び印紙収入は57兆4,480億円、また、その他収入は、5兆5,647億円となります。以上の結果、公債の発行額は、43兆5,970億円となり、前年度当初予算と比べて、11兆408億円の増加となっております。また、令和3年度財政投融资計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業・事業者及び地方公共団体への強力な支援、イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換、低金利を活用した、生産性向上や防災・減災、国土強靱化等に資するインフラ整備の加速等に重点化することとし、その所要額として、総額40兆9,056億円としております。続いて、令和3年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。令和3年度税制改正におきましては、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしております。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設します。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行います。以上御説明いたしました、令和3年度予算の概算及び令和3年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思います。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：財務大臣から御発言がありましたが、私からも令和3年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。令和3年度税制改正においては、地方税関係においても、固定資産税の評価替えへの対応を行うほか、車体課税の見直し等を行うこととしております。今後、この大綱に沿って、所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、河野大臣。

○河野国務大臣：令和3年度の機構・定員の審査では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国立感染症研究所の情報収集・分析、保健師の研修機能強化など、関係機関の万全な体制整備を行うとともに、我が国のデジタル社会の形成に向けた新たな司令塔として、内閣に「デジタル庁」を新設することとしております。その他の分野の定員についても、例年同様、内閣の重要課題に確実に対応できる体制整備を行いつつ、コロナ対応に十分な措置を行うことで、政府全体で純増としました。各大臣におかれては、あらゆる分野で業務の効率化に取り組みながら、デジタル庁等への機構・定員の再配置に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、防衛大臣。

○岸国務大臣：「令和3年度のF-35Aの取得方法の変更について」について御説明申し上げます。令和3年度のF-35Aの取得については、令和元年度及び令和

2年度と同様に、国内企業が最終組立・検査を実施することが、完成機輸入に比べ、より安価な手段であると確認されたことから、取得方法を国内企業が参画した製造に変更するものです。つきましては、本件について御了解願います。

○加藤国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰上げ閣議案件

令和2年 12月21日	(月)
----------------	-----

◎一般案件

資料あり

- まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○2025年に開催される国際博覧会(大阪・関西万博)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について(決定) (同上)
- 〃 ☆都道府県の国民の保護に関する計画の変更について(決定) (同上)
- 〃 ○令和3年度一般会計歳入歳出概算について(決定) (財務省)
- 〃 ○令和3年度税制改正の大綱について(決定) (財務・総務省)
- 〃 ○令和3年度のF-35Aの取得方法の変更について(了解) (内閣官房)

◎政 令

資料あり

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○内閣官房組織令の一部を改正する政令(決定) (同上)
- 〃 ○平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (同上)
- 〃 ○平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (内閣官房・財務・文部科学省)
- 〃 ○住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(決定) (内閣府本府・財務省)

- 資料あり
- 外務公務員法施行令の一部を改正する政令
(決定) (外務省)
 - 〃 ○ 押印を求める手続の見直しのための文部科学省関係政令の一部を改正する政令 (決定)
(文部科学省)
 - 〃 ○ 押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令 (決定)
(農林水産省)
 - 〃 ○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令 (決定)
(総務省)
 - 〃 ○ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (決定) (外務省)
 - 〃 ○ 社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(厚生労働・財務省)
 - 〃 ○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (厚生労働省・内閣府本府)

◎ 人 事

- 資料なし
- ☆ 深見敏正外 2 名を判事等に任命することについて
(決定)
- 資料あり
- ☆ 東京工業大学名誉教授加藤雅治外 1 1 6 名の叙位又は叙勲等について (決定)

[○署名あり ☆署名なし]